

令和6年度～令和8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料割合	保険料年額(月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 その他合計所得金額(※1) +課税年金収入額」が82万6,500円以下の者	基準額 ×0.285	23,520円 (1,960円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 その他合計所得金額+課税年金収入額 」が82万6,500円を超え120万円以下の者	基準額 ×0.485	40,020円 (3,335円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 その他合計所得金額+課税年金収入額 」が120万円を超える者	基準額 ×0.685	56,532円 (4,711円)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の「 その他合計所得金額+課税年金収入額 」が82万6,500円以下の者	基準額 ×0.90	74,268円 (6,189円)
第5段階(基準額)	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の「 その他合計所得金額+課税年金収入額 」が82万6,500円を超える者	基準額 ×1.0	82,512円 (6,876円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が	120万円未満	基準額 ×1.12 92,424円 (7,702円)
第7段階		120万円以上210万円未満	基準額 ×1.25 103,140円 (8,595円)
第8段階		210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50 123,768円 (10,314円)
第9段階		320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70 140,280円 (11,690円)
第10段階		420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90 156,780円 (13,065円)
第11段階		520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10 173,280円 (14,440円)
第12段階		620万円以上720万円未満	基準額 ×2.40 198,036円 (16,503円)
第13段階		720万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.60 214,536円 (17,878円)
第14段階		1,000万円以上1,500万円未満	基準額 ×2.80 231,036円 (19,253円)
第15段階		1,500万円以上2,000万円未満	基準額 ×2.90 239,292円 (19,941円)
第16段階	2,000万円以上	基準額 ×3.00 247,536円 (20,628円)	

※1・・・「**その他合計所得金額**」とは、※2の「**合計所得金額**」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2・・・「**合計所得金額**」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した額(一般的な合計所得金額)から、さらに長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額のことを指します。

(注) 令和6年度以前の第1・2・4・5段階の基準となる課税年金収入額の合計は80万円でしたが、令和7年度は80万9,000円、令和8年度は82万6,500円へ変更となります(介護保険法施行令の一部改正による)。

(注) 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、令和8年度介護保険料は、改正前の控除額を用いて算出します。そのため、市町村民税が非課税であっても、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。